

日南発第 4 0 2 号  
令和 2 年 1 2 月 1 5 日

一般社団法人 宮崎県トラック協会 殿

日南警察署長

## 不法市民ラジオの使用禁止について（依頼）

初冬の候 時下ますますご清栄のこととお喜び・申し上げます。

貴台におかれまして、平素から交通安全を・地域安全活動に対して、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、先般、日南市内某所において、不法市民ラジオ（以下C B無線機と記載）を貨物自動車に開設した電波法違反事件を認知して九州総合通信局と対処したところで

す。

また前記事件の捜査過程において、誠に残念ながら、一定の貨物自動車の運転手がC B無線機を使用して交信している状況が認められました。

御承知のとおり、C B無線機は、強力な電波を発する無線機で、その強力な電波は、コンピュータなどの電子機器を誤作動させ

- テレビやラジオの受信に妨害を与える
- 信号機の色を急に変える
- 自動点火式ストーブの電子回路して火災を引き起こす

などの弊害を引き起こす可能性があります。

つきましては、不法無線局は電波法に触れるだけでなく、様々な電波障害を引き起さし、社会生活を混乱させる社会悪であることを再認識していただき、今一度、貴協会に加入する事業者の皆様に対しまして、C B無線機の使用禁止に向けた御指導をよろしくお願い申し上げます。

担当 生活安全課 松村和敏  
電話 0987-22-0110